

支援制度一覧

* 各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

	制度名称	分野	対象地域	対象						制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の居場所づくり」への活用	ホームページ	問合せ		
					自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他				電話	メールアドレス
14	いそごサロン事業助成金	まちづくり	区域	参加者に磯子区民が5名以上含まれている任意の団体の事業であること市、区、市社協、区社協、その他同様の組織からの委託・補助・助成事業でないこと	×	×	○	×	○	新規立ち上げの受付は4月7日～12月19日 ※磯子区民5名以上が集まり開催する茶話会等のサロン事業について費用の一部を助成します。 ※助成金の対象にならない経費は酒類に関する経費や打ち合わせに係る経費等で、会場代・消耗品費・印刷代・食材費・講師謝金等にご利用いただけます。	令和7年4月	○	×	×	×	×	○	https://www.isoshakyo.com/	磯子区社会福祉協議会	751-0739	isoshakyo@yokohamashakyo.jp
52	磯子区ふれあい助成金	健康・福 祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉推進または障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、障害福祉サービス事業所などを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	※新規立ち上げの受付は4月3日～12月19日 自発的で非営利な地域福祉及び、障害福祉推進事業の支援をします。 【要援護者支援区分】 集いの場活動、家事生活支援活動、配食活動、送迎活動 【障害児者支援区分】 障害児者支援活動、当事者活動、宿泊・日帰りハイク活動、視覚障害者・聴覚障害者支援 【福祉のまちづくり区分】 【健康増進区分】 ※新規立ち上げ事業への助成区分あり	令和7年4月	○	×	×	×	×	○	https://www.isoshakyo.com/	磯子区社会福祉協議会	751-0739	isoshakyo@yokohamashakyo.jp
83	磯子区青少年育成活動補助金	こども・青 少年	区域	【要件】 規約・会則等があること 政治、宗教、営利活動を目的としないこと 原則、団体の構成員となることに条件がないこと 次年度以降も継続して活動する見込みがあること 団体の代表者が暴力団員でないことなど	×	×	○	×	×	磯子区内の青少年育成を目的に活動する団体に対して活動費を補助します。 1事業につき、事業費の2分の1以内の経費を補助。 上限は事業内容により4万円又は12万円。1団体につき1事業。	通年	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kosodate_kyoku/ikusei/ikuseihojokin.html	磯子区地域振興課区民活動支援担当	750-2393	is-seishounen@city.yokohama.lg.jp
89	磯子区スポーツ振興活動補助金	文化・ス ポーツ	区域	【要件】 磯子区民を対象としたスポーツ大会やスポーツ教室などを開催する、磯子区スポーツ協会に加盟するスポーツ振興団体であること。 団体の代表者または役員のうちに暴力団員がないこと。	×	×	○	×	×	磯子区民を対象としたスポーツ大会やスポーツ教室などを開催するスポーツ振興団体に対して、事業の経費の一部を補助します。 1事業につき、事業費の2分の1以内の経費を補助。 上限は事業内容により4万円。	通年	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/manabi/sports/dantaihio.html	磯子区地域振興課区民活動支援担当	750-2395	is-sports@city.yokohama.lg.jp